

世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」10年間のあゆみ

－振り返りと今後にむけて－

NPO 法人せたがや移動ケア 世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」

荒木 妙貴、服部 里絵、泉谷 一美、石黒 眞貴子

(移動支援 おでかけ ネットワーク)

1. 目的

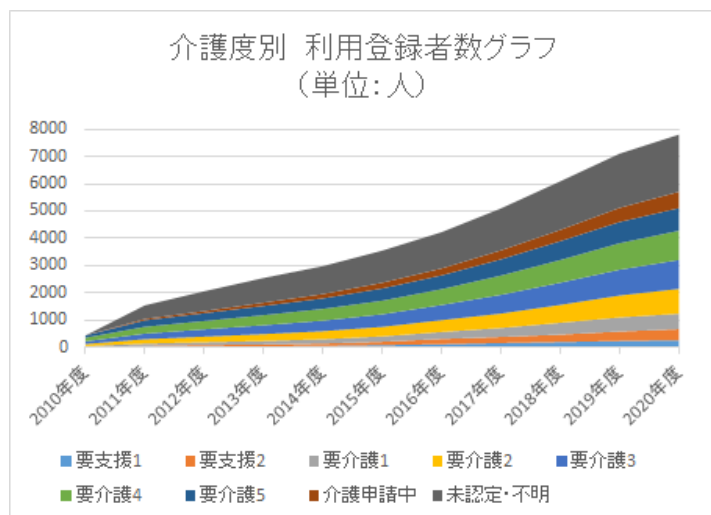
2010年より現体制で運営を継続してきた世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」の10年間の活動をデータや写真で振り返り、分析し、今後の課題を見出すことを目的とした。

2. 実践内容

一人では外出が困難な方々の「おでかけ」を支援するための介護タクシーやNPOの福祉車両の配車や相談を中心に活動。パンフレット・ホームページ・SNS・イベントでのPR等により業務内容の周知を行い、障がいがあったり、介護が必要であっても、気軽に「おでかけ」ができる仕組みづくりを実践してきた。

また地域でのネットワーク作りのため、下記を中心に取り組んできた。

- ・訪問やスタッフ研修を通じた「あんしんすこやかセンター」との連携
- ・安全運転や介護技術の研修を通じた登録事業者との連携
- ・ボランティアを募集し「おでかけサポーターズ」を設立
- ・国土交通省認定 福祉有償運送運転者講習会の開催



《福祉有償運送運転者講習会の実技の様子》

3. 結果

利用者・事業者をはじめ、移動支援を通じて地域でのネットワークを築くことで、様々な意見に触れることができ問題点が見えやすくなり、業務の改善につながっている。

4. 考察と今後の課題

「そとでる」では、おでかけに関する相談に乗っているが、利用者・家族からの相談件数にばらつきがある。具体的に車が必要な日時が決定していなくても、旅行や買い物に付き添いながらの移動や階段の介助など、移動に関することを気軽に相談しやすいような環境づくりが必要。誰もが自由に外出し移動できる世田谷にするために、働きかけていきたい。



《羽根木公園 梅まつりにて PR 活動》



《神代植物公園へおでかけイベント》

<助言者コメント>

川上 富雄（駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻教授）

社会福祉基礎構造改革の総仕上げである 2000 年改正の社会福祉法が掲げる新しい理念条文には、「弱者救済」「最低生活保障」という憲法 25 条「生存権」保障を前提とした福祉観から、「尊厳尊重」「自立生活支援」「自己実現保障」という憲法 13 条「幸福追求権」に基づく福祉観へと大きく踏み出し転換したといえます。そうした中、障害者や要介護高齢者など外出に困難を抱える人々の外出保障・移動支援への期待は急速に高まりました。

「移動に関わる包括的支援」を目的に 2010 年に始まった「そとでる」の活動は、配車件数では、10 年間で約 1,200 件から約 3,500 件へ、利用登録者数で約 500 人から約 8,000 人へ、登録事業者数は 50 団体弱から 110 団体へと飛躍的に拡大しています。

これは外出・移動ニーズをもつ人の増加を前提としつつも、積極的な PR によるニーズの掘り起こし、利用者満足・リピートにつながる安心で利用しやすい仕組みづくり、そしてニーズを持つ人々の活動の活性化（自己実現欲求に基づく活動の増大）を反映しているといえます。ノーマルでインクルーシブな社会づくりに欠かすことのできない実践として、今後さらなる飛躍が期待されます。